

大学社会は独立行政法人化問題をどう解決すべきか？*

北海道大学

辻下 徹

tujisita@math.sci.hokudai.ac.jp

<http://fcs.math.sci.hokudai.ac.jp/tjst/>

2000.12.8

要旨 国公立大学の独立行政法人化により学問の自由は法的保障を失う。学問の自由の衰退に無頓着な行政の過失を未然に防ぐことは学術教育関係者に課せられた緊急課題である。独立行政法人化は大学自身が受け入れない限り実現しない。国立大学制度に踏みとどまりグローバルスタンダードの運営体制により世界の人々に貢献できる大学を目指して解決を模索することが可能である。緊急的には、各大学の学長が当該目的の実現のために4月より強化された法的権限を行使することを英断し学生を含む全構成員参加の運営による内発的活性化を推進すること、長期的には学術教育関係者が社会に向けて大学が胸襟を開き、学問の自由の真の価値を日本人一人一人の目に見えるものとする、それが真の解決には欠かせない。

目次

1	主要問題「学問の自由を守り育てよ」	2
1.1	現在、解決すべき問題なのか？	2
1.2	現在、解決の可能性はあるのか？	2
2	問題の分析	2
2.1	背景	2
2.2	高等教育政策のながれ	3
2.3	大学への競争原理導入政策	3
2.4	真の解決を阻むもの	3
3	責任ある解決	4
3.1	解決の方向	4
3.2	現在可能な応急的解決	4
3.3	長期的解決	4
A	現在の高等教育政策の方向	5
A.1	通産省の考え 1995	5
A.2	経済企画庁文書 1998	6
A.3	大学審議会 21 答申 1998	6
A.4	大蔵省の考え 1999	7
A.5	自民党提言 2000	8
B	これまでに実現したもの	8
B.1	大学内中央集権化と、大学自治の一部縮小：国立大学設置法改正 1999	8
B.2	大学評価機構の設置 2000	9

*<http://fcs.math.sci.hokudai.ac.jp/dgh/00c/08-tjst.html>

C	人間を幸福にしない日本というシステム	9
D	国大独法化で得する者は誰か（辻下 2000.5.30）	10
E	国立大学協会 6 月総会議事録より	10
E.1	合意事項	10
E.2	運営会長の 3 つの呼びかけ	11
F	国立大学協会への 6 8 2 名共同要望書 2000.11.15	11
G	学問の自由を保障する法律群	12
G.1	日本国憲法	12
G.2	教育基本法	12
G.3	学校教育法	12
G.4	教育公務員特例法	12
H	ユネスコの高等教育宣言	13
I	3 つの提案	13
J	Academia e-Network : 新しい知の共同体にむけて	14

1 主要問題 「学問の自由を守り育てよ」

「学問の自由」を深く損なうことが独立行政法人化の主要な問題点。

1.1 現在、解決すべき問題なのか？

憲法 2 3 条「学問の自由」の意義は現在も不変である。学問は国家に利用されやすいし、学問の自由なしには学問の根源的進化は望めない。

1.2 現在、解決の可能性があるのか？

学問の自由は有害無益であり「学問の自由を守れ」は既得権益を守る口実だ、等の主張が社会に広がり大学は四面楚歌の状態である。解決を政・官・財・学の力の均衡点に求めれば「学問の自由」は守れそうもない。しかし、独立行政法人化は大学の意に反して行なうことは困難。正しい解決は最終的には大学（学長）自身の意思次第である。

2 問題の分析

2.1 背景

2.1.1 関連する主体

大学（学長・教職員・学生）・国立大学協会／政府（文部科学省・財務省・総務省・大学評価機構）／国会（議員）／財界（経団連・銀行・企業）／マスコミ／市民／国際社会

2.1.2 相互関係

命令系統・人の流れ・金の流れ・情報の流れ・アカウンタビリティの向き

2.2 高等教育政策のながれ

グローバル化による企業の経営不振により研究開発部門を削減し大学に肩代わりさせる要求が高まる。6年前より通産省に「大学連携室」ができ産学連携へのアレルギーをなくす広報活動を開始したが、短期間に大成功を収めた。

限られた財源の中で大学の「効率化」を実現するには市場原理導入が効果的と判断。市場原理には、大学が違いを持つことと、選別の「客観的根拠」を与える制度が必要。

2.3 大学への競争原理導入政策

2.3.1 方法1：国立大学制度のままの場合

- 学内競争
大学内での市場原理を導入：経常経費を競争的経費に
- 大学間競争
学長権限を強め大学間の違いを出させ、大学評価機構により差別化する。
ただし、運営民主化などの「改悪」を学長がしないように「運営諮問会議」が監視する。

2.3.2 方法2：独立行政法人化

制度自身が競争的環境を具現している。

独立行政法人制度の骨子 主務大臣が法人に3～5年の中期目標を与え中期計画を立てさせ、計画遂行に必要な資金を（負債として）与え自由に運営させる。計画期間終了時に計画がどの程度遂行されたかに応じて負債を利益に転換し、計画の達成度を「金額」に換算する。それに基づき優良法人を重点化し、不良法人は統廃合する。これが、独立行政法人制度の骨組。

2.4 真の解決を阻むもの

政治的風土

- 行政指導によるコントロール：自己規制で解決（責任は大学に）
- 「市民」の不在
「長いものには巻かれる」「仕方がない」という政治的姿勢。

無根拠な主張が当然視されている

- 小児化により大学淘汰の時代が来た（教育の質を改善する好機が来た）
- 国立大学は法人格を持っていないので不自由である（「国立大学こそイギリスのエージェンシーそのものである」）
- 国立大学は予算に見合う成果を挙げていない（尺度は何か？）
- 競争的環境により大学は活性化する（大学が活性化するとは教員が教育研究の暇もないほど忙しくなることか？）

- 行財政危機で大学も例外ではない（ダム工事と教育とどちらが重要か？）
- 独立行政法人化反対は既得権益を守るため（既得権益を守るため、あるいは「焼け太り」に期して、独立行政法人化を推進しようとする者もいる）
- 他多数

3 責任ある解決

3.1 解決の方向

- 文部省には、独立行政法人化・国立大学制度継続の2つの選択肢しかない。
- 抜本的解決以外は自殺行為。抜本的解決の鍵は、社会との直接的結びつきの形成。

3.2 現在可能な応急的解決

- 国立大学制度に留まる
- 競争原理によらず活性化を実現（学生を含む全構成員の運営参加による内発的活性化）
- 対社会的アカウンタビリティの徹底（情報公開・広報活動・市民の運営参加）

3.3 長期的解決

- 学術・教育セクタ自身が直接社会と接する
- 例：Academia e-Network

結論

独立行政法人化の危機は、大学が活性化する好機でもある、独立行政法人化を退け独自の改革を真剣に模索することにより、危機が好機となる。

「愛の対極にあるのは憎しみではない。無関心である。美の対極にあるのは醜さではない。無関心である。知の対極にあるのは無知ではない。それもまた無関心である。平和の対極にあるのは戦争ではない。無関心である。生の対極にあるのは死ではない。無関心、生と死に対する無関心である。エリ・ヴィーゼル「ふたつの世界大戦を超えて」(文芸春秋2000年1月号 p214-217)

資料

A 現在の高等教育政策の方向

A.1 通産省の考え 1995

1995年4月1日に通産省に産業政策局産業技術課大学等連携推進室が設置されました。設置の主旨（当初）は「民間企業の新規事業分野の開拓と新規産業の創出を通じた経済フロンティアの拡大に向けて、大学等と産業との連携協力による研究開発の促進・効率化、高度の技術・知識を駆使する技術系人材の育成・確保を推進するため、産学の連携施策を企画立案し実施する。」というもので、その業務は、「大学等を経済社会へ有為な人材を提供する極めて重要な機関として再認識するとともに、高度な知的資産が集積された機関として、その活性化・活用を図ることが、我が国経済社会の活性化・高度化のためには不可欠」を基本的スタンスとし、アプローチとしては、大学等と産業界との連携を、人・金・情報・モノあらゆる面で促進し、

- (1) 大学等と経済社会とのインターフェースの抜本的拡充
- (2) 大学間の競争意識の醸成

等を図ることにより、

- (3) 実践的な知識・技術の中核とする人材育成（教育）の推進による労働需給の質的ミス・マッチの解消
- (4) 大学の知的資産と企業の実践的ノウハウと融合した研究開発の推進

等を目指す、となっています。大学等連携推進室の提言通り、日本の＜大学改革＞が進行しているので、ここの動向に注目する必要があります。以下はその一部です。（以上、辻下のコメント）

(4-1)「産学連携」の社会的役割の確認 米国においては、大学において蓄積された知的資産を産学連携を通じて醸成し、企業を通じて実用化していくことにより、社会に貢献していく姿勢が明確になっている。国から大学へのグラントに基づく研究成果は大学に帰属するとする1980年のベイ・ドール法が制定され、これにより技術を産業界へ移転していくという機運が一気に高まり、今日の米国の産学連携が生み出されている。

これに対して、日本においては、大学に蓄積された知的資産をどのように社会の中で活用していくかが、十分議論がなされておらず、学会への論文発表にのみ依存したものとなっている。

日本はまず、国家レベルでの大学の役割の確認作業、コンセンサスづくりに取りかかるべきである。

(4-2) テクニカルに実現可能な対応策

国の行うべきもの

- * 大学運営に関する規制撤廃
教員の身分や大学の活動に関わる部分と、会計上の問題に大別されるが、規制の根底にある、「管理し・統制する」という基本姿勢や、「恵平等的」基本思想そのものを撤廃すべき。行政と大学でプロジェクト・チームを作り、研究経費に関わる費目のしぼりや兼業の禁止等の問題について、規制緩和に取り組むべきである。
- * 国家予算の「産学連携」と「大学の環境改善」への傾斜配分
「産学連携」プロジェクトに対する研究費補助、税制上の優遇措置や基本的住環境（スペースの拡大）に対する国家予算の投入を行うべきである。
- * 国レベルでの「産学連携」のための専門組織の設置
国立大学が法的なしほりによって、動きがとれないのであれば、私学を中心に「産学連携促進センター」を設立し、知的所有権・機密事項に関する基本ルールの確立、大学間のコーディネーションによる大型プロジェクトの推進等を行うことを検討すべき。

大学の行うべきもの

- * 大学の硬直的組織運営の改善
・プロジェクトに応じた研究組織の形成
硬直的運営の一因として、「講座制」が、産学連携に不可欠なフレキシブルな組織運営を不可能にしている。「産学連携」において、最強のプロジェクトチームを編成することは、プロジェクトを獲得する上での必須条件であり、臨時に必要な人材を雇用できるリサーチ・アソシエートを取り入れるべきである。
- * 大学レベルでの「産学連携」のための専門組織の設置

大学に「産学連携」のための専門組織を設置することは、大学自らのイニシアチブで、すぐにでも取り組むべきものである。トップダウンでポリシーを明確に示し、産学連携のための専門組織を設置し、産学連携に関わる評価・報酬システムの開発、知的所有権・機密事項の取扱いに関するルールの確立、マーケティング機能、企業の課題に的確に応えるための最適なチームを編成する仕組みづくり等を行うことが必要である。

* 教員に対する評価制度の確立

現在、評価は「論文の量」のみによっており、論文の量を稼ぐために研究領域が選ばれている。これでは、産学連携は結果論に陥るのは当然であり、これを改善するため、論文の質の評価、特許及び産学連携に関わる活動の評価制度を確立し、競争原理を導入するとともに、報酬・処遇に反映させることが必要。

* 教員の企業・社会的常識の確立

企業と大学とどちらが歩みよるかという問題はあるが、大学はその研究成果を社会に提供することを目的とするものであるから、大学側から歩みよるべきもの。米国では、兼業として、企業にコンサルティングを行い、また、ベンチャーに関与することで、企業・社会的常識が身に付いていく。大学からは無給で、企業の研究所で研究を行い、報酬を得る形のサバティカル制度を導入するのも一案である。

A.2 経済企画庁文書 1998

経済企画庁経済研究所教育経済研究会報告書の要約¹

3. 高等教育改革への基本的目標

以上を踏まえ、我が国の高等教育改革は、高等教育における政府の役割を明確にすること、競争を活発にしてシステムの効率化を図ること、市場メカニズムにより需要の変化に柔軟に対応できるシステムを構築すること、の3点を目標とすべきである。

第一に、政府の役割は、外部性（研究活動などが社会的便益を生むこと）、資本市場の不完全性（低所得者等にとって教育費の借入れが難しいこと）という2つの市場の失敗の是正に限定する。しかしながら、高等教育との関係が特に深い科学技術研究については、我が国は「科学技術創造立国」へ向けて、戦略的な研究活動に十分な資金、人材の供給が可能となるよう環境整備に努めることを、国家戦略の一つに位置づけることが必要であることはいうまでもない。

第二に、教育機関や教員の間に競争原理を導入する。現在の規制その他の政策は、既存の教育機関やその教職員の経済的な安定を保障しており、消費者に質の高い教育を供給するための競争をむしろ阻害している。

第三に、市場メカニズムにより人材需要の変化に柔軟に対応できるシステムを構築する。経済構造がダイナミックかつ不斷に変化する現在では、たとえ政府であってもその将来の姿を正確に予測することは不可能である。教育サービスを提供する主体（企業、高等教育機関、民間研修機関等）の役割やその重要性を規制によって固定することや、いわゆる「マンパワー計画」や需給計画によって分野や量を特定した人材の養成を政府が主導することは慎む。

例えば、高度成長期とは技術進歩のフェーズが異なる現在、特定分野を選んで技術者の養成枠を設定しても社会のニーズに合致したものとなる保証はない。理工系の大学教育の収益率が低いのは規制産業等の高賃金業種への就職が少ないためであり（図2）、大学教育への政策的対応を考える前に規制緩和を行う必要がある。

A.3 大学審議会 21 答申 1998

A.3.1 「21世紀の大学像と今後の改革方策について ―競争的環境の中で個性が輝く大学―」

2 高等教育改革進展の現状と課題 「高等教育改革については、本審議会の答申等を踏まえ、教育研究の高度化・多様化・個性化、組織運営の活性化の方針の下に、この10年間に於いて諸制度の大綱化、弾力化等が図られるとともに、高等教育関係者の間に改革の必要性についての意識が覚醒され、改革に向けての具体的な取組が着実に進められてきている。過去10年の間に高等教育全体として改革の動きが始まったことは大きな前進であり高く評価されるべきであるが、その進展の度合いは個々の大学等により様々であり改善すべき問題点も依然として少なくない。

高等教育関係者は、大学等に対する社会の側からの様々な批判はまだまだ完全には払拭されてはいないという現状を重く受け止めつつ、来るべき21世紀初頭の社会状況の展望等の上に立って、我が国の大学等が期待される役割を果たし世界的に評価されるものとなるようにするため、今なすべきことを明確にし、更に大胆かつ積極的に改革を推進していく必要がある。」

¹<http://www.epa.go.jp/98/g/19980406g-kyouiku-s.html>

A.4 大蔵省の考え 1999

財政制度審議会 制度改革・歳出合理化特別部会（第4回 1999.11.26）議事次第より²

〔細田主計官〕 細田でございます。よろしくお願いいたします。

お手元に資料が幾つかいっていると思いますが、その「資料1」をお取りいただきたいと存じます。

「資料1」は2つに分かれておりまして、「国立学校特別会計」、「科学技術」の本文と資料と分かれてございますが、主として本文に沿いましてご説明申し上げたいと存じます。

本文の表紙をめくっていただきまして、中身に入らせていただきたいと思います。

前回申し上げましたが、文部関係では、特に今回は国立学校特別会計の問題というのを取り上げてございます。

1でございますが、前回、この国立学校特別会計につきまして、平成12年度の予算の論点といたしまして、4つの点を申し上げました。1つ目が（1）「大学評価制度」のあり方について、2番目が（2）「大学院の整備」、3番目が「財務基盤」について、4番目が「財務内容等のディスクロージャー」についてということでございました。

これにつきまして、「2」以下で、各論点に対する考え方を整理いたしましたので、それぞれ順にご説明申し上げたいと思います。初めに（1）の、四角で囲みましたが、前回問題提起させていただいた点でございますが、「大学評価体制の整備」でございます。「第三者機関による国立大学等の評価を行う体制を整備する」、これは具体的には学位授与機構を改組するという要求がございますが、これにつきましてどのように対処するかということでございます。

下で、考え方として「考え方1」「2」と、2つの考え方を示してございます。

「考え方1」でございますが、「多額の国費を使用している国立大学について、その評価を十分に行って、その諸活動の状況や成果を広く社会に明らかにするとともに、その評価結果を教育・研究内容の改善に役立てることは有意義。」である。「ただし、このためには、大学自身の自己点検・評価の強化、あるいは、大学基準協会による評価の強化といった」現在行われている「既存の施策の充実で対応すればよいのではないか。」

「考え方」の2つ目として、「国立大学の評価は重要であるが、従来の大学自身による自己点検・評価は、客観性という点から限界がある。また、大学基準協会の評価は、非公表であり、また、同協会が加入任意となっているため、やはり、限界がある。

こうしたことから、第三者機関による大学評価体制の整備については、前向きに受け止めることが適当ではないか。」1枚めくっていただきまして、「ただし、この場合、評価機関も行政組織であるから、その組織は必要最小限のものとする必要がある」とございますし、「また、評価の意義を高めるため、評価の内容」につきましても「将来的には、その結果を予算配分にも反映させることができるようなものにする必要があるではないか。」という2つの考え方でございます。

2番目に、「大学院の重点整備」でございます。

これは、「大学院の重点整備を推進し、高度専門職業人の養成などを図る」という要求、これは一橋では例えばビジネススクール、京都大学では公衆衛生の関係の大学院などという要求がございますが、これについてどのように対処するか。

「考え方1」と「2」と分けてございますが、「考え方1」は「国立大学は、国の機関という面を有しており、行政組織の減量が進められている現在、新規の拡大については、基本的に抑制的に対応すべきではないか。」

「考え方2」でございますが、「社会人向けを含め、社会的ニーズに応じて、国立大学が大学院レベルの高度な教育を提供していくことに意義がある場合もあると考えられる。ただし、個別の要求については、その具体的な内容に応じ、ケース・バイ・ケースで、必要性の有無などの検討を進めることが適当。

その際、国立大学全体としての組織の膨張とならないよう、スクラップ・アンド・ビルドの原則を基本とすることが必要であるし、また、今後とも大学院の整備を検討する際には、横並び的な発想は止め、各大学の特色を活かしたものとすることが適当ではないか」

3番目の「財務基盤」をめぐる論点でございますが、「現在の国立学校特別会計が、歳入の過半を一般会計繰入れに依存しているという現状をどう考えるか」ということでございます。

「考え方1」「現在の国立大学の授業料の水準を考えれば、授業料については、物価水準等を考慮した程度の改訂にとどめるべきではないか（この場合、国立大学の経費の増加分の大半は、一般納税者の負担増となる）」ということですが。

「考え方2」「我が国においては国立大学に対して私立大学に比べ相当大きな財政負担が行われていること、高等教育を受けることはその本人にとってのメリットが大きいこと、などを勘案すれば、受益者負担の徹底及び自己財源の充実の観点から、国立大学の授業料等の学生納付金について適正化を図ることが必要ではないか。

具体的には、私立大学との格差の実態を踏まえ、これを是正していく必要があるのではないか。」特に、私立大学におきましては、施設整備費を徴しているのが通常でございまして、この分を考えれば、格差はさらに広いということでございます。

4番目に、「財務内容等のディスクロージャー」でございます。

「国立学校特別会計について、財務内容等をより明確に示すための方策をどのように考えるか」

「考え方」でございますが、これは意見の対立ということではなく、2つの方策があるということでございます。「1 まずは、国立学校、附属病院、研究所といった分野別の歳入、歳出を示すことはどうか。」「2 さらに、今後、国立学校特別会計全体についてのバランス・シートの作成の検討を進めることはどうか。」ということでございます。

ここで、お手元の資料の10ページ、11ページをご覧くださいと存じます。これは、現在、国立学校特別会計におきましては、国立学校あるいは研究所、附属病院といった性格にこだわっていたものが一括して計上されておるわけですが、内容を見ますと、国立学校関係、それから1ページめくっていただきまして大学附属病院関係、研究所関係、3つに大きく分けることができるわけでございます。

それぞれの歳入、歳出構造を分けて見てまいりますと、例えば、11ページの下の方からちょっと逆にながらって恐縮でございますが、研究所関係を見ますと、その歳入の大半は、一般会計からの受入等で賄われていて、それが研究費、人件費等に使われている。それから、1つ上の大学附属病院関係では、附属病院からの収入が比較的中心となっているということでございます。それが、医療費等の物件費、あるいは、看護婦さんも含めた人件費等に使われているということでございます。

それで、1ページ前に戻っていただきまして、残りました部分が10ページの表の下の方でございますが、いわゆる国立大学と認識されている国立学校分野でございます。この分野におきましても、歳入を見ますと、一般会計からの受入が

²<http://www.mof.go.jp/singikai/zaisin/gijiroku/se111126.htm>

多く、授業料・検定料の収入があるというような、こういう格好になってございます。以上のような、性格の異なるものの分類をしてはどうかということが1のところでございます。さらに、国立学校特別会計についても、バランス・シートをつくってはどうかというお話もあるわけでございますが、これは、今後いろいろ物理的にも難しい点がありまして、さらに検討を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。」

A.5 自民党提言 2000

3つの方向

- 「国際的な競争力を高め、世界最高水準の教育研究を実現する」
- 「大学の個性化・多様化を進める」
- 「教育機能を強化する」

3つの方針

- 競争的な環境を整備する
- 諸規制の緩和を推進する
- 国公立大学を通じて高等教育、学術研究に対する公的投資を拡充する

国立大学の運営について

1. 護送船団方式からの脱却
2. 責任ある運営体制の確立
3. 学長選考の見直し
4. 教授会の運営の見直し
5. 社会に開かれた運営の実現
6. 任期制の積極的な導入
7. 大学の運営に配慮した規制の緩和

国立大学の組織編成について

1. 様々なタイプの国立大学の併存
2. 学部の規模の見直し
3. 大学院の一層の重点化
4. 国立大学間の再編統合の推進

国立大学の独立行政法人化について 独立行政法人制度は、目標・計画の設定や定期的な業績評価といった仕組みを通じて国の意思を法人運営に反映させうる法人制度であり、国立大学の法人化に当たって、大学の特性に配慮しつつ、こうした独立行政法人制度の仕組みを活用することは、適切な方法であると考えられる。

B これまでに実現したもの

B.1 大学内中央集権化と、大学自治の一部縮小：国立大学設置法改正 1999

運営諮問会議の設置

第7条の2 国立大学に、運営諮問会議を置く。

2 運営諮問会議は、委員若干人で組織し、その委員は、当該国立大学の職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、学長の申出を受けて文部大臣が任命する。

3 運営諮問会議は、次に掲げる事項について、学長の諮問に応じて審議し、及び学長に対して助言又は勧告を行う。

- 一 大学の実学研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する重要事項
- 二 大学の実学研究活動等の状況について当該大学が行う評価に関する重要事項
- 三 その他大学の運営に関する重要事項

評議会は審議機関に

評議会に議長を置き、学長をもつて充てる。議長は、評議会を主宰する。

B.2 大学評価機構の設置 2000

「国立大学協会の大学評価に関する特別委員会最終報告」³2000.3.30 より

評価機関の理念と組織運営 「評価機関の基本的な役割が、大学の外の視点から大学を評価し、それによって大学の自助的な改革を促して、教育研究の高度化、活性化をもたらすことにあることはいうまでもない。そうしたメカニズムが機能するためには、第一に、大学と社会との間に生産的な緊張関係が生み出されることが、第二、にそれをバネとして大学が自らの組織の中から改革への意志と実践を生み出すこと、この二つが必須の条件となる。国立大学は、このような観点から大学評価機関を、自らの改革の契機として積極的に位置づけてきたのであり、全国立大学が事務職員定員を、大学評価機関に振り向けるという形で協力を行おうとしているのもそのためであった。しかし他方で大学評価機関が、独立の機関として大きな権力をもつことになることも事実である。組織的にも、新機関は常勤の教官および事務職員だけでも百人規模と、非常勤の評価委員を含めれば千人規模であり、小規模の大学を越え、予算も大きなものとなる。国際的にみても、評価機関としては最大規模といえるであろう。それは評価機関の課題からすれば当然ともいえる。しかしその一方で、このような規模の大きな組織は、ともすれば組織の存続を自己目的化しやすく、この機関が評価のための評価機関に陥る危険もないとはいえない。また評価結果が大学に大きな影響を与えることから、評価機関は巨大な権力をもつことにもなる。個々の大学に活力を与え、教育、研究上の自律的なダイナミズムを支える、という大学評価の本来の理念が実現されるためには、大学評価機関のレイマンコントロール、運営の透明性が保証されることがきわめて重要であり、それによってわが国の大学評価の将来が決定されることにもなる。」

このことは大学評価機関の管理運営について、社会および大学の側の意見が十分に反映される機構を、明確に規定しておく必要があることを示している。また新機関において、大学評価と従来の学位授与機構の機能とが併存することから生じる管理運営の問題についても、十分に注意を払う必要がある。創設準備委員会においては、国立大学側の委員から、大学評価機関の活動の基本を決定する評議員会、運営委員会の運営の原則、構成員の選任等について意見が述べられ、報告にも活かされている。しかし管理運営については未決定の部分も多く、具体的な規定について、注意深く検討し、国立大学としての見解を述べていく必要がある。」

C 人間を幸福にしない日本というシステム

カレル・ヴァン・ウォルフレン（鈴木主税訳）「人間を幸福にしない日本というシステム」

新潮 OH!文庫 ISBN 4-10-290008, 2000.10.10 刊.

抜粋：<http://fcs.math.sci.hokudai.ac.jp/common-sense/00b-wolferen.html>

p79 日本の経済構造の歪みについて

社会学的観点からしても心理学的観点からしても、経団連や日経連をはじめとする経済団体と系列企業が日本にもたらした経済構造は、日本にたいへんな損害を与えつづけている。戦後日本の2つの「偉業」 - 「奇跡の経済」と中流階級の抑圧 - が、日本の個人生活に多大な犠牲を強いていることは、何度言っても言い過ぎることではない。家庭生活の質や個人の人格形成に、日本ほど企業が大きな影響をおよぼしている国は、他には見当たらないだろう。.. たとえば日本の教育制度は、経済組織の要求にもとづき、その利益に合致するようにつくられており、経済組織から受ける影響は欧米の教育制度よりもはるかに大きい。」

p96 Responsibility と accountability の混同について

今日の状況を考える場合には、2種類の「責任」を区別して論じておかねばならないと私は考える。すなわち、「責任」(responsibility) と「説明責任」(accountability) である。レスポンシビリティの意識とは、自分の決断や行動が重大な結果を生むかもしれない、だから軽々しく扱ってはならないと自覚していることであり、その意味での責任感なら、日本の政治エリートが多くもっている。私も、日本の多くの官僚が強い責任感を示すのを見てきた。彼等に欠けているのは、アカウンタビリティのほうなのだ。

アカウンタビリティに欠けているというのは、自分たちが何をしているのか、なぜそうしているのかを、自分の所属する省庁以外の人に説明するよう求められていないという意味だ。何が日本にとってよいことだと思うか、なぜそう思うのか。官僚はそれを説明するよう要求されていないため、自分の属する省庁の利益を超えた広い見地からものごとを考えられないのである。」

p153 日本では、官僚の権力が全く管理されていないことについて

日本の官僚制度が注目を余儀なくさせる側面、同時にきわめて恐ろしい側面は、それを管理するものがないことだ。日本の市民は、なかなかこれを実感できない。.. 日本にみられる政治現象は、たしかに他の国でも見られる。だが、強大な権力が公的な権力として規定されないまま闇のなかに据えおかれている度合いや、日本の社会が政治化されている度合い、

³<http://fcs.math.sci.hokudai.ac.jp/dgh/00330-kokudaikyou-houkoku.html>

また官僚の権力が管理されていない度合いは非常に大きく、その点で日本は全く異質である。日本の市民は、官僚が日本ほど放任されている大国はないという事実気づくべきだ。」

p192 官僚は、状況に支配されざるを得ない、ということについて

官僚の選択肢は、変化する世界にどういった戦術で対応するかという低次元にしか存在しない。彼らは状況に支配されるのだ。そして、国家としての日本の目的にかかわる最高のレベルの選択肢は排除される。仲間を説得してそういう高次元の選択肢を考えさせる権限や政治的意思をもつ者は存在しないのである。...

p256 国家予算を官僚がすべて決める国は日本だけ

民主主義を標榜している先進工業国で、政府の使う金額とその調達方法を、選挙で選ばれたのではない官僚がすべて決定する国は、日本以外にはない。日本以外の国では、これらの問題の少なくとも大部分を、選挙で選ばれた政治家が決められている。

D 国大独法化で得する者は誰か（辻下 2000.5.30）

五月二六日、文部省は臨時国立大学長会議を召集し国立大学の独立行政法人（以下、独法）化の詳細を詰める作業に協力要請した。このような根本的的制度変更は世紀に何度もできることではない。長期的得失、誰にとって得か、得に実質があるのか、損得で考えてよいのか、等の吟味は省けない。

文相は学長会議で、独法化により法人格を得て、文相の干渉から大学は解放され「運営の自由」を得るメリットを言葉尽くして説いているが、大学にとってのデメリットは大きい。昨年十一月の大蔵省財政制度審議会制度改革・歳出合理化特別部会の議論によれば、科学技術立国の資金は国立大学のスクラップアンドビルドから捻出される。大学は残存数が予め決められたサバイバルゲームを強いられる。

より根本的デメリットは残る大学も学問の自由の法的保障を失うことだ。学問・教育の基盤整備を目的とする運営の自由のために学問・教育の自由を失うのは主客転倒だ。

国立大学には学問の自由は今現在あるだろうか。財政難と厳しい行政指導の下、運営は窮屈だが、自由を望む者には自由は明確に存在する。そこがむしろ問題視されている。

本当に、独法化で学問の自由が失われるのか。独法大学で学問の自由を保障するものは善意だけである。学長の、大学評価機構の、文部科学省の、総務省の、財務省の良識と善意だけである。

なぜ学問の自由は必要なのか。理由を二つ挙げよう。学問の自由を守るのは既得権益を守ることではない。縛られようとしている者が手足の自由を求めるのは既得権益を守ることだろうか。研究者・教育者にとっての手足の自由、それが学問の自由であり、それを保障するのが大学の自治である。学問の自由がない所では是非研究しかあり得ない。国策のために学問の自由を圧迫すると国策研究自身も委縮する。研究者には周知の現象だ。もう一点。学問の自由は大学のもつ批判能力の基盤である。社会の隠れた問題点を発見し掘り下げ解決策を追求することも学問の活動だ。これは大学の社会的存在理由の一つを形成するが、国策に反することも多いため学問の自由には絶えず圧力がかかる。

「国が資金を出している以上大学が国に従うのは当然だ。」——今世紀前半に大学はこの論理を受け入れ批判力を失い総力戦体制の推進装置の一つとなった。数百万の命が失われた直後の悔いの中で、同じ誤判断の波が絶えず打ち寄せることを予見した人達が、祈る思いで憲法第二三条という防波堤を築いたに違いない。予見は的中し今同じ誤判断を国立大学は犯そうとしている。多くの人の犠牲の上に建てられた憲法第二三条「学問の自由は、これを保障する」は、独法化に屈することを教育者・研究者にも禁じている。

独法化で得すると思う者はだれか。学内では、高額研究費を人件費に回せることに魅力を感じている人がいる。産学連携は独法大学の業績として高く評価されるので、企業は研究費だけで独法大学の人的資源を自由に利用できる。独法化で見掛け上公務員定員削減が実現し公約を達成できる政党がいる。文部省は大学の自治に阻まれ実現できなかった長年の懸案が一気に解決できるだけでなく、各大学に監事というポストができ、天下先が飛躍的に増える。

しかし、一般の国民には、地方の大学が減り学費は値上がりするだけだ。それだけでなく、社会と自然を様々な角度から日頃自由に分析し問題点を察知できる潜在的能力を持つ存在が激減してしまう。国立大学独法化は強者の短期的利益を除くと、何の得もないだけでなく長期的には底知れない損失をもたらすものであることは明白である。

国立大学制度廃止は二一世紀日本の質を左右する国民的関心事であり、今度の選挙の真の争点の一つであろう。国民的な議論どころか大学審議会の議論も経ずに政官主導で実務的に強行されようとしている国立大学制度廃止計画を白紙に戻し、新千世紀日本の健全なスタートを損なうことのないようにしてほしい。（辻下 徹 2000.5.30）

E 国立大学協会 6 月総会議事録より

E.1 合意事項

国立大学協会は第 106 回総会において、次の 4 点を全会一致で確認した

1 5月26日の文部大臣の「説明」以後も、国立大学協会は、国立大学の設置形態に関して、これまで表明してきた態度を変更する必要があるとは認識していない。すなわち、すでに法制化されている独立行政法人通則法を国立大学にそのままの形で透用することに強く反対するという姿勢は維持され、今後も堅持されるだろう。

2 教育、研究の質のさらなる向上によって、国民の利益の増進と、地域社会、人類社会の接続可能な発展に貢献することを目指し、その実現にふさわしい国立大学の設置形態を検討するために、副会長を正副委員長とする「設置形態検討特別委員会」を国立大学協会内部に新たに設置し、この委員会を中心に、文部省をはじめ、内外の各方面への政策提言を積極的に行う。

3 上記の二点を踏まえ、かつ、我が国の高等教育と学術研究の健全な発展に資するために、国立大学協会として、文部省に設置される予定の「国立大学の独立行政法人化に関する調査検討会議」に積極的に参加し、そこでの討議の方向に、国立大学協会の意向を強く反映させるための努力を行う用意がある。

4 一国の高等教育政策は、国民、地域社会、人類社会の利益という視点から、長期的な展望のもとに議論されねばならず、それには、国際的動向をもふまえた恒常的な政策決定の機構が必要である。国立大学協会は、この際、科学技術基本計画に対応する学術文化基本計画の策定を課題とする議論の場の設定を強く訴えたい。

E.2 蓮實会長の3つの呼びかけ

昨日に引き続き法人化の問題についてご意見を伺い、議論を収斂させていただきたいと思うが、その前に、法人化問題から離れて私の考えを3点申し述べたい。

その一つは、現在制度改革の問題を議論しているが、制度を変えることなく実現可能な改革もある。たとえば、男女共同参画の問題もその一つである。これを各大学が真剣に受け止め、女性の教育者、研究者の国立大学への任用を高める方法を各学長にとっていただきたい。

第2点は、教養教育の問題である。学生が初めに大学を大学として認識するのは1年生の教育においてである。新しく大学に入ってきた学生が大学への信頼と興味をもち、大学がそれに十分応え得よう教養教育の充実に大学は一層エネルギーを注いでいただきたい。なお、これについては、昨年特別委員会がまとめた報告（「大学教育におけるクリベラル・アーツ」の役割について）などもご参照いただきたい。

第3点は、学生への視点の大切さということである。大学は、現在、周囲の状況からとかく防衛的になり、その構成員を教授あるいは教授会構成員であるかのような錯覚に陥りがちだが、我々の最大の務めは学生に対する教育にあり、その上で研究があるのであって、教育の質の向上をなおざりにして大学の変革はあり得ないと思っている。当然のことではあるが、学生への教育が十分に届いているかどうかという視点を大事にお考えいただきたい。

F 国立大学協会への682名共同要望書 2000.11.15

国立大学協会は、さる6月14日開催された総会において、文部省が設置を予定している「国立大学の独立行政法人化に関する調査検討会議」に参加することを決定しました。

各大学内に、独立行政法人化に対する根強い反対意見があるなか、十分な審議を尽くさないまま、文部省、自民党の圧力に屈する形で、独法化を前提とした「調査検討会議」への参加に踏み切ったことは、きわめて遺憾なことと言わねばなりません。

私たちが何よりも危惧することは、「調査検討会議」に正式に参加すれば、そこにおいて決定されることを拒否することは事実上不可能であり、結局は独立行政法人通則法を骨格とする法人化の受け入れに繋がらざるを得ないであろうということです。

蓮實国大協会長は14日開かれた総会後の記者会見において、「調査検討会議」への参加が独法化受け入れを意味するものでないことを強調し、さらに「最終的に全く理想的な形態がそこに成立しなければ、その後新たな問題が起こるだろう」とまで述べておられますが、これらは、何の担保・保障もない以上、中味のない空証文に終わる恐れが強いのではないのでしょうか。そもそも、文部省が独法化に向けて一方的に設置する「調査検討会議」への参加の是非さえ余裕をもって判断できないよううで、どうして今後、国大協の主体性を期待できるのでしょうか。

国大協が、6月14日の会長発表第一項にあるように、「国立大学の設置形態に関して、これまで表明してきた態度を変更する必要があるとは認識していない」というのであれば、「調査検討会議」への正式参加を取りやめる以外にありません。

いま国大協にとって大切なことは、文部省の中の一組織に性急に加わるのではなく、広く国民にこの問題の本質を理解してもらうための組織的努力を開始することではないのでしょうか。

その一つは「独立行政法人」に代わる案を国民の前に提示することであると考えます。ぜひ会長発表第二項にある「設置形態検討特別委員会」において、全大学関係者の英知を集めて、真に大学の独立を確保する国大協独自の案づくりを進めてください。そして本格的な選択肢を広く国民に提示し、その判断を仰ぐべきです。私たちもそのための協力を惜しみません。

以上、要望いたします。

賛同者数65大学682名⁴(2000.11.15)。

(署名運動は継続中です⁵。)

⁴<http://fcs.math.sci.hokudai.ac.jp/kdk-shomei/meibo.html>

⁵集約先 岡山大学環境理工学部 野田 隆三郎氏

TEL・FAX 086-251-8472 e-mail noda@math.ems.okayama-u.ac.jp

氏名公表可・不可を明記して御連絡ください。

G 学問の自由を保障する法律群

G.1 日本国憲法

第23条 学問の自由

学問の自由は、これを保障する。

第12条 自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

G.2 教育基本法

第二条（教育の方針）

教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

第六条（学校教育）

2 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

第十条（教育行政）

1. 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである。
2. 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

G.3 学校教育法

<http://www.obirin.ac.jp/takamura/law/gakko1.htm#s5>

第52条【大学の目的】

大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

G.4 教育公務員特例法

<http://hiraokahome.law.osaka-cu.ac.jp/B1/kyoikukoigz99.htm>

第2章 任免、分限、懲戒及び服務

第1節 大学の学長、教員及び部局長

第4条（採用及び昇任の方法）

- (1) 学長及び部局長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとする。

(2) 学長の採用のための選考は、人格が高潔で、学識がすぐれ、且つ、教育行政に関し識見を有する者について、評議会の議に基づき学長の定める基準により、評議会が行う。

(5) 教員の採用及び昇任のための選考は、評議会の議に基づき学長の定める基準により、教授会の議に基づき学長が行う。

第 5 条 学長、教員及び部局長は、大学管理機関の審査の結果によるものでなければ、その意に反して転任されることはない。..

第 6 条（降任及び免職） 学長、教員及び部局長は、大学管理機関の審査の結果によるものでなければ、その意に反して免職されることはない。教員の降任についても、また同様とする。

H ユネスコの高等教育宣言

ユネスコ：21 世紀の高等教育に向けての世界宣言：展望と行動（1998）
<http://fcs.math.sci.hokudai.ac.jp/dgh/unesco-jp.html>

高等教育の使命と機能

第 1 条 教育・訓練・研究遂行の使命

我々は高等教育の中心的使命および価値、とりわけ社会全体の持続的発展と進歩への貢献という使命が、維持・強化され、さらに拡張されるべきことを宣言する。具体的には、

(a) 社会で役立つ資格を与え、人間活動の全分野の必要に応えることのできる高度な能力を身につけた卒業生と責任ある市民を育てること。この資格とは、現在および将来の社会の必要に合わせて常に見直される教育課程や教育内容を通じ、高度な知識と技術を結びつける専門的な訓練を含むものである。

(b) 高等教育と生涯教育の機会を提供し、学習者にシステム内のどこから始めどこで終わるか最高の幅と柔軟性を与え、また個人の発展と社会的流動のための機会を与えること。これは市民としての義務と権利、全世界的視野からの社会への積極的な参加、潜在的な能力の開発、正義に基づく人権の強化、持続的成長、民主主義および平和を目指す教育のためである。

(c) 研究を通じ知を進め、創造し、広めること。また、地域社会への貢献の一部として、社会に役立つ専門家を育て、社会の文化的・経済的発展を助け、社会科学・人文学・創造的芸術だけではなく科学や技術の研究を促し発展させること。

(d) 文化の多元性および多様性を前提として、国家的・地域的・国際的・歴史的文化を理解・解釈・保存・増進・発展・普及させること。

(e) 民主的な社会に生きる市民としての基礎を成す価値観を若者たちに身につけさせ、将来に関わる重大な岐路の選択や人道的な視野を深めるのに役立つ批判的・客観的な視点を提供することによって、社会の根本的価値の維持・増進に貢献すること。

(f) 教師の養成などを通して、あらゆるレベルの教育の発展と向上に貢献すること。

第 2 条 倫理的役割、自律性、責任、および先見的機能

ユネスコ総会によって 1997 年 11 月に承認された「高等教育教員の地位に関する勧告」に従い、高等教育機関、その職員および学生は

(a) そのさまざまな活動において、倫理および科学的・知的厳格さを行使することにより、その肝要な機能を守りまた発展させなければならない。

(b) 倫理的・文化的・社会的問題に関し、責任を自覚した上で、完全に独立した発言ができなければならない。それは社会が自ら問題を考慮・理解し、その解決のために行動するのに必要な一種の知的権威を行使することである。

(c) 社会・経済・文化・政治の絶え間ない潮流分析に基づき、予測・警告・阻止のための焦点を提示することによって、批判的および先見的機能を増進させなければならない。

(d) その知的能力と道徳的威信を行使し、ユネスコ憲章にうたわれた平和・正義・自由・平等・連帯を含む普遍的価値を守り、積極的に広めなければならない。

(e) 一組の権利と義務として理解された自由と自律性を完全に享受する一方、社会に対し完全に責任を持ち、その活動を説明できなければならない。

(f) 地域社会・国家・世界の繁栄に影響を与える問題を明らかにし、それに立ち向かうことに寄与しなければならない。

I 3 つの提案

以下の 3 つの提案をします。

(1) 教授会に意見表明を提案してください。

(2) マスコミの投書欄・インターネットの掲示板・ML 等で意思表明してください。

(3) 国立大学協会への要望書に署名してください。

【説明】

(1) 教授会に意見表明を提案してください。

教授会の存在意義を世に示す絶好の機会です。所属する学科や部局の教官会議・教授会等に、独立行政法人化についての意見表明を行なうことを提案してください。鮮明な反対意見にならずとも、構成員の諸意見を表明することに意義があります。また、意見表明に関する議論自身が教授会を活性化し、大学を内から甦らせる契機となるのではないのでしょうか。

(2) マスコミの投書欄・インターネットの掲示板・ML等で意思表明してください。

大学人の率直な思いが社会に伝わるのが、日本社会が大学社会に関心を持つための必要条件であると思います。新聞・テレビ・雑誌等に設けられた種々の意見表明の場に投稿してください。掲載されない場合にはホームページに掲載してください。また、インターネット上の種々の発言の場があります。マスコミに比べれば未だ影響力は乏しいですが、対話を通して大学社会への種々の誤解を草の根的に減らす効果はあります。

以上は、わずかな時間的・知的投資で可能なことです。ぜひ手近な機会を利用して発信してください。

(3) 国立大学協会への要望書に署名してください。

国立大学協会への要望書の署名運動が行われています。要望内容は、独法化調査検討会議への参加を取りやめ、日本社会に向けて大学の置かれている状況を国立大学協会自身が説明し理解を求めると共に、独自の改革案を呈示すべきことを求めるものです。11月15日の国立大学協会総会で要請行動を予定しています。内容に賛同される方は署名を検討してみてください。

【提案理由】

昨年9月に文部省が国立大学独立行政法人化を容認する方針を表明して以来、大学社会の多様な主体から強い懸念が表明されてきました。しかし1年が経過した今なお社会全体はこの問題に関して無関心なままです。その責任は大学社会自身にあります。

大学社会のサイレントマジョリティは独立行政法人化を不可避なものとして素直に受け入れてしまっているように見えます。それを反映するかのように国立大学協会は6月に独法化調査検討会議に参加することを決め文部省に譲歩する形になりました。しかし、その直後から、文部省は、初等・中等・高等教育全域において、矢継ぎ早に長年の懸案であった自称「改革案」を繰り出し始めました。

大学独法化への日本社会の無関心が続くなれば、大学の独法化に限らず、日本の教育体制全体が政治家・官僚・財界の力の均衡点で決着がつけられることは必至です。日本社会の将来への影響を視野に入れた真の解決など望むべくもありません。

大学独法化問題は日本社会の将来を左右しかねません。このような重大な懸案に対し、大学人ひとり一人が当事者として見解を社会に向けて明言することは、大学が社会から求められているアカウンタビリティの原点です。そこで以上を提案しました。

(辻下 2000.10.21)

J Academia e-Network : 新しい知の共同体にむけて

日本の大学を襲っている激震の正体は何か。高等教育研究者の天野郁夫氏は、それを知の企業体への変革プロセスと捉え「アメリカに学ぶべきは、知の企業体化だけではなく、それに抗して大学人たちがいかに知の共同体性を守り、育ててきたかであろう。」(「書齋の窓」九月号「二十世紀の大学」)と指摘した。

大学の企業体化は、知的活動を経済活動の下に制度として位置づける。知的活動は経済活動に支えられているが、経済活動に組み込まれ手枷足枷を付けられれば長期的には衰退し経済活動自身も衰える。アメリカに真の知的活力があるとすれば、企業体化したにも関わらず知的活動を衰退させなかった知の共同体の強さと、それを支えている個の確立した社会風土・大学財政基盤を強める税制・潤沢な給付奨学金等の環境に注目すべきであろう。

大学審議会の提言に従って文部省が推進している大学企業体化政策は成功するだろうか。以下、知の共同体が存亡の危機にあることを指摘し、新たな知の共同体構築の方向性を提案したい。

大学の企業体化をストレートに実現する試みが、国立大学の独立行政法人化である。学長は企業の経営技術を活用し国からの運営交付金を元手に「アウトプット」を増やす努力に専念できるが、五年毎の評価に応じて予算削減・学長更迭・廃校等の処分を受ける。そこまで露骨な企業体化は避けられたとしても、今年度から始まった大学運営の中央集権化・基盤研究費(実験系では七割)の競争的研究費への移行・大学評価機構の発足によって、大学の企業体化は既に粛々と進行しつつある。

この流れに抗して日本の知の共同体はアメリカのように存続できるのだろうか。

昨年、独立行政法人化の話しが現実味を帯びた途端に大学全体がパニックに陥ったかのように生き残りに向けて走り出した有り様は、知の共同体が風前の灯火であることを感じさせる。一方、大学の置かれている環境を見れば、アメリカで知の共同体を支えている社会的・制度的環境は日本では皆無に近い。明治政府が欧州から輸入した知の諸制度は一世紀を超え現在に到るまで政府管理下にあり、日本社会には自立した知の共同体が成長する機会は無かった。そして今、直前の世代が夥しい犠牲の後に遺した、知の共同体建築の足場となるはずの学問の自由と大学の自治も有害無益なものとして打ち捨てられようとしている。日本社会は存亡の危機に直面していると言うのは大げさなことだろうか。

しかし、ここに一つの活路が開けている。

十年後には日本の大半の人々がインターネットの世界と接して生きることが予想されている。経済的・地位的・権力的障壁なしに、誰でも即座に全世界に発信でき内容に応じた影響力を持つ社会の実現が近づいている。人類が初めて経験する新しいマスコミュニケーション手段がもたらす社会の変貌は予想を超えているが、印刷術発明に匹敵する人類の知的環境の進化が起こりつつあることは間違いない。自由不羈な知の活動の場が無限に広がることにより、日本社会は、知の共同体を構築する予期せざる好機に遭遇していると言えるだろう。

自由な知的活動を支え、学術・教育社会と日本社会との直接的インターフェースを発生・成長させることを目指す「Academia e-Network」の設立準備会が発足した。

学問総合ポータルサイトを構築し、学問の進展や現代の諸問題に関する正確な知識と広い視野を与えるための解説や質疑応答の場等を日常的に提供すると共に、大学内外の人々が構築している充実したサイトを紹介する。各分野で質の高い新しいカリキュラムをオープンな場で構築し提供、自由な教育活動の展開等、知的活動を大学を超えて広く深く活性化させる。それと同時に、企業化の進む大学において、知の共同体性を守るために大学を超えた日常的連携を強める。こういった活動が進化し栄えるとき、社会全体を基盤とする知の共同体が日本社会に成長し光を放つようになるだろう。
(辻下 徹 2000.11.15) <http://fcs.math.sci.hokudai.ac.jp/ac-net/>